

社団法人横浜市歯科医師会「定款」

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人横浜市歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を横浜市中区相生町6丁目107番地に置く。

(事業区域)

第3条 本会の事業区域は、横浜市とする。

(目的)

第4条 本会は、歯科医学の発展と公衆衛生の普及向上を図り、もって地域住民の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民の医療に関すること
- (2) 歯科医学の研修に関すること
- (3) 歯科医療の近代化と医療制度に関すること
- (4) 公衆衛生の普及指導と医療行政に対する協力に関すること
- (5) 歯科医療全般にわたる広報活動に関すること
- (6) 会員の福祉に関すること
- (7) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(地 区)

第6条 本会に地区を設ける。

2 会員は、いずれかの地区に属するものとする。

3 地区に地区会長を置く。

4 地区会長は、神奈川県歯科医師会の支部長となっている会員が当たる。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 本会の会員は、横浜市の区域内に就業所又は住所を有する歯科医師で本会の目的に賛同して入会した者とする。

(入 会)

第8条 本会に入会しようとする者は、地区会長を経由して、入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員台帳及び会員名簿)

第9条 本会は、会員に関する必要な事項を記載した会員台帳を作成保存するとともに、会員の氏名、診療所の名称・住所・電話番号等を記載した会員名簿を作成し、会員に配布する。

2 会員は、前項の会員台帳及び会員名簿に記載されている事項に変更を生じたときは、速やかにその所属する地区会長を経由して会長に届け出なければならない。

(入会金、会費等)

第10条 会員は、代議員会が定めるところにより、入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。ただし、25年以上本会会員であって、満70歳に達した会員については、本人の申し出により、次年度以降の会費を理事会の議決により免除することができる。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、その所属する地区会長を経由して会長に届け出なければならない。

(除名)

第12条 次の各号に該当する者は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得、かつ、代議員会において出席代議員の三分の二以上の同意を得て、除名することができる。

(1) 歯科医師としての品位をけがした者

(2) 本会の綱紀を乱した者

(3) 会員としての義務を怠った者

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う会議において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 3人

2 理事の役職は次のとおりとする。

(1) 会長 1人

- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 5人以内

(選 任)

第 15 条 会長及び監事 2名は、総会において会員のうちから選出する。会長以外の理事及び監事 1名は、会長が代議員会の承認を得て選任する。

2 副会長、専務理事及び常務理事は、会長が理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 16 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、理事会があらかじめ定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときは会長の職務を代理し、会長及び副会長がともに欠けたときは会長の職務を行う。

4 常務理事は、会長の旨を受けて常務を処理し、専務理事を補佐し、常務理事会があらかじめ定める順序により、専務理事に事故あるときは、その職務を代理し専務理事が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、会長の旨を受けて会務を分担掌理し、常務理事を補佐し、理事会があらかじめ定める順序により、常務理事に事故あるときは、その職務を代理し、常務理事が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(応急処分)

第 17 条 会長は、総会又は代議員会の議決を要する事項でありながら緊急やむを得ないと認めたときは、理事会の議を経て応急処分することができる。

2 前項の規定により応急処分した事項は、次の総会又は代議員会の承認を求めなければならない。

(任 期)

第 18 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了し、又は辞任したときは、その後任者の就任するまでその職務を行う。

(報 酬)

第 19 条 役員に報酬を支払うことができる。

2 前項の報酬に関しては別に定める。

第 4 章 顧 問

(顧問)

第 20 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期による。

第 5 章 会 議

第 1 節 総 会

(総会の種別)

第 21 条 総会は、定時総会と臨時総会とに分ける。

(総会の開催)

第 22 条 定時総会は、毎年 2 回 3 月及び 7 月に開催する

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は会員若しくは代議員の 3 分の 1 以上から会議の目的と理由を示して、開催の要求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第 23 条 総会は会長が招集する。

2 会長は前条の規定により、会員又は代議員から要求があった場合は、その日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の 7 日前までに会議の目的、日時及び場所を会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は 5 日前までに短縮することができる。

(総会の議決及び承認事項)

第 24 条 次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 除名処分
- (5) その他理事会等で必要と認められた事項

(総会の報告事項)

第 25 条 次の事項は総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 基本財産に関する事項
- (3) その他理事会等で必要と認められた事項

(総会の議長及び副議長)

第 26 条 総会の議長は、その都度出席会員の中から 1 名を選出する。

2 副議長は、必要に応じてその都度出席会員の中から 1 名を選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長のほか、出席会員のうちからその総会において、選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 2 節 代議員会

(代議員会の設置)

第 31 条 本会に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(代議員会の開催)

第 32 条 代議員会は、定期代議員会と臨時代議員会に分け、定期代議員会は、毎年 2 回 3 月と 7 月に開催する。

2 臨時代議員会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の 3 分の 1 以上から会議の目的と理由を示して要求があった場合に開催する。

(代議員会の招集)

第 33 条 代議員会は会長が招集する。

2 会長は前条の規定により、代議員から要求があった場合は、その日から 30 日以内に代議員会を招集しなければならない。

3 代議員会の招集は、開催日の 7 日前までに会議の目的、日時及び場所を代議員

に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は5日前までに短縮することができる。

第34条 代議員及び予備代議員は別に定める選挙規程により選出する。

2 役員及び代議員は、相互に兼ねることができない。

(代議員会の定足数)

第35条 代議員会は、代議員定数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会における表決の委任と議決)

第36条 代議員が代議員会に出席できないときは、予備代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 代議員会の議事は、この定款に別に定めるものほか、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代議員会の議長及び副議長)

第37条 代議員会の議長及び副議長には代議員会長及び代議員副会長が当たる。

第38条 代議員会長及び代議員副会長は、代議員が互選する。

(役員の代議員会への出席)

第39条 役員は、代議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(議決承認事項)

第40条 次の事項は代議員会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 定款及び諸規則の変更
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) 入会金、会費及び負担金の額
- (6) 寄付された金品の收受
- (7) 重要な財産管理状況
- (8) 借入金（年度内に償還するものを除く。）
- (9) 裁定に関する事項
- (10) その他理事会等で必要と認められた事項

(代議員会の議事録)

第41条 代議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員の現在数
- (3) 出席代議員の数
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席代議員のうちからその代議員会において、選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第3節 地区会長会

(地区会長会の設置)

第42条 本会に地区会長会を置く。

(1) 地区会長会は、本会役員と地区会長をもって組織する。

(2) 地区会長会は、本会の事業運営等に関する必要事項を協議し、本会と地区及び地区相互の連絡調整を図り、もって本会の目的推進に資する機関とする。

(3) 地区会長会は本会会長が召集する。

第4節 理事会

(理事会の招集等)

第43条 理事会は会長が招集し、会長若しくは副会長が議長にあたる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めた場合、若しくは理事の半数又は監事から理事会招集の要求があったときは、会長は速やかに招集しなければならない。

(議決事項)

第44条 次の事項は理事会で決める。

(1) 総会又は代議員会で議決し、執行する事項

(2) 会務の執行に関する事項

(3) 総会及び代議員会の招集並びにこれらに付議する事項

(4) 応急処分事項

(5) 入会及び退会に関する事項

(6) その他必要な事項

第45条 監事は、理事会に出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第46条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において、選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5節 常務理事会

(常務理事会)

第47条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他必要な理事をもって組織する。

2 常務理事会は、常務を処理し、会長は隨時必要と判断した場合に常務理事会を招集し、その議長となる。

3 常務理事会で処理した事項は、次の理事会で承認を得なければならない。

第6節 委員会

(委員会)

第48条 本会に事業目的達成のために委員会を置く。

2 委員会は委員をもって組織する。

3 委員会の目的、構成及び任務並びに委員の任命その他必要な事項は理事会で定める。

第7節 特例

(特例)

第49条 会長は、特に必要を認めたときは関係者を本会各種会議に出席させ、関係事項につき報告させ、及び意見を述べさせることができる。

第6章 裁定審議会

(裁定審議会)

第50条 本会に裁定審議会を置く。

2 裁定審議会は、裁定議員7人をもって組織する。

第51条 裁定議員は、代議員会の議決を得て会長が委嘱する。

第52条 裁定審議会は、地域における会員の身分又は業務上の紛争に関する事項を審議調停する。

第7章 選挙管理会

(選挙管理会)

第53条 本会に会長及び監事の選任のために選挙管理会を置く。

2 選挙管理会は、選挙管理員5人をもって組織する。

第54条 選挙管理員は、代議員会の議決を得て会長が委嘱する。

第55条 選挙管理会は、定款その他諸規程に定められた選挙の執行にあたり必要

な事項を行う。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 本会に事務局を置く。

2 事務局の構成及び任務その他必要な事項は、別に定める。

第9章 会計及び財産

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

(剰余金)

第58条 剰余金は、次年度収入に繰り入れる。

(寄附)

第59条 使途を指定して寄附された金品は、その用途に用い、その他の寄附された金品の使途は代議員会で決める。

(財産の管理等)

第60条 財産の管理及び会計処理等に関する規程は、別に定める。

第10章 福祉基金

第61条 本会に福祉基金を置き、別に定めた規程により運用する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会において会員の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することはできない。

第12章 解散

(解散)

第63条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員の4分の3以上の同意を得なけ

ればならない。

3 本会が解散したときは、主務官庁に届け出なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄附する。類似の目的を持つ法人がないときは、横浜市へ寄附する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。(昭和 56 年 2 月 5 日認可)

この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。(平成 11 年 3 月 24 日認可)